

中間貯蔵施設の供用開始に向けた政府方針の法制化

— 日本環境安全事業株式会社法改正案 —

環境委員会調査室 杉浦 雅一

1. はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う除染により生じた除去土壌等を一定の期間保管・管理する「中間貯蔵施設」の設置が、福島復興に係る喫緊の課題となっていたところ、同施設の供用開始に向けて「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」（以下「本法律案」という。）が、平成26年10月3日、第187回国会に提出された。本法律案は、同年11月19日に参議院本会議において可決・成立した。

本稿では、本法律案の提出の背景・経緯及び概要を紹介した上で、主な国会論議を取り上げることとした。

2. 本法律案提出の背景・経緯

（1）中間貯蔵施設の整備方針の決定に至る背景・経緯

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一般環境中に大量の放射性物質が放出された。その結果、放射性物質により汚染された廃棄物が発生し、さらに、除染の実施に伴う除去土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）が大量に発生することとなったため、これらの処理方法が課題となっていた。特に、汚染の影響が大きい福島県では、発生量が膨大であることに加えて、高濃度に汚染されていることも問題であった。

このため、事故後から同年の夏頃にかけて、政府からは高濃度に汚染された廃棄物の取扱いについては、一時保管を行いつつ、国が速やかに処分方法を検討するとの方向性が示された。一方、除去土壌等については、長期的な管理が必要な処分場の確保を国が責任を持って行い、早急にその建設に向けたロードマップを作成するとされた。

こうした中で、汚染された廃棄物や除去土壌等を一定の期間保管する「中間貯蔵施設」を福島県内に設置することについて、平成23年8月下旬に菅総理大臣（肩書は当時。以下「2. 本法律案提出の背景・経緯」の項において同じ。）から福島県知事に要請がなされた。この中間貯蔵施設については、その具体的なイメージを示した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」（以下「中間貯蔵施設等の基本的考え方（ロードマップ）」という。）が、同年10月29日に環境省により策定された。その概要は表1のとおりである。

これに示された、中間貯蔵施設を福島県内に整備するとの方針は、放射性物質汚染対処特措法¹の基本方針（平成23年11月11日閣議決定）及び福島復興再生特別措置法に基づ

¹ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）

く福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月 13 日閣議決定）においても反映されている。

中間貯蔵施設を設置するまでは、貯蔵対象物は仮置場や焼却施設等に一時保管されることになるが、とりわけ除去土壌等については大量の発生が予測されており、一時保管場所が確保できなくなることも考えられた²。そのため、中間貯蔵施設の供用開始に向けて設置場所を選定し、設置候補地となる自治体の了承を得ることが急務となった。

表 1 「中間貯蔵施設等の基本的考え方（ロードマップ）」の概要

■ 中間貯蔵施設の位置付け

今後、除去土壌等や一定程度以上に汚染されている廃棄物は、量が膨大であり最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいことから、これを一定の期間、管理・保管する施設を「中間貯蔵施設」と位置付ける。

■ 設置場所

中間貯蔵施設は、除去土壌等が大量に発生する見込みの福島県のみに設置する。

■ 貯蔵対象物

中間貯蔵施設に管理・保管する対象となるものは、福島県内で発生した①除去土壌等②10万 Bq/kg を超える廃棄物を想定³。

■ 貯蔵期間及び貯蔵後の措置

貯蔵対象物は、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了する。

■ 供用開始時期

中間貯蔵施設の立地場所は、遅くとも平成 24 年度内に選定し、貯蔵対象物の仮置場への本格搬入開始から3 年程度(平成 27 年 1 月)を目途として供用開始できるよう政府は努力を行う。

(出所) 環境省資料より作成

(2) 設置候補地の自治体との調整

中間貯蔵施設を整備する方針を固めた後、環境省は平成 23 年 12 月に福島県及び福島県双葉郡内の首長に対し、放射線量の高い地域がまとまって存在する双葉郡内に中間貯蔵施設を設置することの検討を要請した。また、平成 24 年 3 月には地理的な利便性や地盤の安定性等を挙げて双葉郡双葉町、同大熊町、同檜葉町の 3 町に分散設置する方針を明らかにし、さらに、同年 8 月には最終的な選定のための現地調査の実施について 3 町に要請するとともに、具体の調査地を提示した。

中間貯蔵施設の設置候補地となった自治体からは反発もあったが、平成 24 年 11 月に福島県知事が双葉郡の首長らとの協議の結果を踏まえ⁴、①調査の受入れであって設置の受入れではないこと、②地元住民への丁寧な説明を行うこと、③調査状況を適時報告すること、

² 除去土壌等については、中間貯蔵施設が設置されるまでの一時保管の方法として、①除染現場での保管、②市町村やコミュニティー単位で設置した仮置場での保管、の 2 通りの方法が政府から示されているが、放射性物質汚染対処特措法上、①はやむを得ない場合と規定されている。しかし、除染が開始されて以降、仮置場が確保できずに現場保管せざるを得なくなっている状況が拡大している。

³ 平成 26 年 11 月時点では、貯蔵対象物の数量は 1,600 万～2,200 万 m³（+追加的に実施する除染等による不確定分）と推計されている。なお、その大部分は除染により発生した除去土壌等である。

⁴ 双葉町長については当日の協議を欠席していることから、協議結果は双葉町の意見を反映しているものとは言えないが、後述のとおり別途双葉町とは現地調査の受入協議を行っている。

の3点を条件とし、現地調査を受け入れることを表明した。これを受け、環境省は平成25年4月から大熊町及び檜葉町で現地調査を開始した。また、町長の辞任等、町政に混乱があった双葉町とも、同年6月から現地調査の受入協議を再開し、同年10月から現地調査を開始している。

現地調査の開始など設置候補地の自治体との調整が進み始めたことから、安全対策や環境保全対策を含めたより具体的な中間貯蔵施設のイメージを自治体に示すため、環境省は平成25年6月に「中間貯蔵施設安全対策検討会」及び「中間貯蔵施設環境保全対策検討会」を立ち上げている。これらの検討結果は同年10月に取りまとめられ⁵、同年12月に検討結果を反映した「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」（以下「中間貯蔵施設の案」という。）が策定された。この間、同年9月には設置候補地の自治体との円滑・迅速な協議等を行うため、復興大臣及び環境大臣を本部長とする中間貯蔵施設等福島現地推進本部が設置されている。

一方、設置候補地となっている3町での現地調査の結果、3町とも設置可能であると結論が出たことから、平成25年12月に根本復興大臣及び石原環境大臣は、中間貯蔵施設の案を提示した上で、正式に福島県及び3町に対して設置受入要請を行った。

この要請に対し、避難指示区域に指定されている地域の全域が避難指示解除準備区域であり、住民の早期帰還が見込める檜葉町が、平成26年1月に設置の受入れについて拒否する意向であることを福島県に伝えた。これを受けた福島県は、同年2月に双葉町と大熊町の2町に集約して設置する計画に変更するよう政府に要請している。政府はこの自治体の意向を汲んで計画を見直し、比較的貯蔵量を少なく計画している檜葉町分は、他の2町に設置する中間貯蔵施設のバッファ分に収容可能であるとの考えの下、同年3月に2町集約案を提示した。

その後も政府と候補地自治体の間では調整が続けられたが、住民説明会の実施について自治体から了承を得た政府は、平成26年5月下旬から6月中旬にかけて住民説明会を実施した。この頃には、受入れに当たっての条件とも言える具体的な要望が自治体側から政府に提示されるようになってきており、要望に対して政府がどのように対応するかが焦点となっていたが、住民説明会での住民の意見も踏まえつつ、政府は今後の対応を自治体に提示した。その主なものは、後述（(3)の項を参照）の貯蔵対象物を30年以内に県外処分する方針を法制化することや、福島県、双葉町及び大熊町に対して3,010億円の自由度の高い交付金を措置することなどである⁶。

これを受けた福島県は同年9月1日に設置の受入れを容認し、双葉町及び大熊町は知事の考えを重く受け止め、設置候補地の地権者への説明を了承するとした。ただし、福島県及び両町は、設置の受入れと搬入の受入れは別であり、搬入の受入れの判断に当たっては、

⁵ 取りまとめでは、仮置場等から中間貯蔵施設への貯蔵対象物の輸送については今後の検討事項とされており、平成25年12月に「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」が立ち上げられている。この検討会では、平成26年11月に「輸送基本計画」を策定しており、今後「輸送実施計画」を策定するとしている。

⁶ 上述のほか、中間貯蔵施設用地について、地権者の意向に応じて買取りのほか地上権の設定も選択可能とすることや、復興に向けた基本的な考えを作成することなどが提示された。なお、復興に向けた基本的な考えについては、別途「大熊・双葉ふるさと復興構想—根本イニシアティブ—」が復興大臣により示されている。

政府が示した今後の対応の履行状況や、施設及び輸送に関する安全性等を確認するとしている。

自治体から設置の受入れを容認されたことを受け、政府は中間貯蔵施設用地の取得に向けて、9月下旬から10月中旬にかけて地権者説明会を実施しており、その後は個別に用地交渉を進めている⁷。

表2 自治体との調整の経緯

平成23年12月	環境省が福島県及び双葉郡内町村に対し、双葉郡内設置の検討を要請
平成24年3月	環境省が福島県及び双葉郡内町村に対し、双葉町、大熊町、楡葉町の3町に分散設置する考えを説明
8月	環境省が双葉町、大熊町、楡葉町に対し、現地調査の受入れを要請
11月	福島県知事が双葉郡の首長らとの協議の結果を踏まえ、現地調査の受入れを表明
平成25年4月	大熊町、楡葉町での現地調査開始
10月	双葉町での現地調査開始
12月	政府が双葉町、大熊町、楡葉町に対し、設置の受入れを正式要請
平成26年1月	楡葉町が設置の受入れについて拒否を表明
2月	福島県が楡葉町を候補地から除外するよう政府へ要請
3月	政府が福島県及び双葉郡内町村に対し、双葉町、大熊町の2町に集約設置する案を提示
5月～6月	政府が住民説明会を実施
9月1日	福島県が設置の受入れを容認し、双葉町及び大熊町が設置候補地の地権者への説明を了承

(出所)環境省資料より作成

(3) 貯蔵対象物を30年以内に福島県外で最終処分する方針の法制化

中間貯蔵施設の貯蔵対象物については、中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)により30年以内に福島県外で最終処分を完了する方針が示されたが、30年以内にどこへ持って行くのか、どのように処分するかは決定されていない。このことから、環境省が中間貯蔵施設の設置候補地を明らかにした当初から、設置候補地の自治体は、なし崩し的に中間貯蔵施設が最終処分場の扱いに変わるのではないかと危惧していた。そのため、環境省が策定した指針あるいは閣議決定された法律の基本方針の中でのみ位置付けられてきた、貯蔵対象物を30年以内に県外処分する方針を法制化し、確実に担保するよう環境省に対して求めていた。

これに対し、環境省は法制化について検討を行うことは示唆したものの、すぐに具体化を図ることはなかったが、根本復興大臣及び石原環境大臣は、平成25年12月に設置候補地の3町に対して正式な受入要請を行った際、3町が受入れについて容認したあかつきに

⁷ 地権者数は2,000～3,000人規模と見込まれている。

は法制化を行うと表明した。自治体側からは、受入れの判断のために先に法制化を行うべきとの意見もあったが、前述のとおりこの法制化を含む今後の対応を政府が自治体に提示したことにより、自治体側が先に設置の受入れを容認した。貯蔵対象物の搬入に当たっては、法制化の完了が条件の一つとなっている。

なお、貯蔵対象物の最終処分場所や方法については、平成 26 年 11 月時点においても具体的には決定されていないが、政府が同年 7 月に自治体に示している「県外最終処分に向けた考え方」の中では、技術開発の推進や最終処分地の調査検討など、八つのステップにより将来的に最終処分を実現するとしている。

(4) J E S C O 法改正による法制化への対応

環境省は、中間貯蔵施設の具体化を図る過程の早期から、その管理・運営に当たり日本環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）を活用することを検討していた⁸。

J E S C O は、特殊法人改革の折に環境事業団⁹の事業の一部を継承する目的で設立された、日本環境安全事業株式会社法（平成 15 年 5 月 16 日法律第 44 号。以下「J E S C O 法」という。）を設立根拠法とする特殊会社である。同社は、有害物質であるポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）¹⁰を含有する廃棄物について処理を行う P C B 廃棄物処理事業¹¹を業務としており、平成 16 年から 20 年にかけて全国 5 か所（北海道（室蘭）、東京、豊田、大阪、北九州）の事業所の設置を行った上で、P C B 廃棄物処理を実施している。平成 26 年 3 月 31 日現在、J E S C O の従業員数は 281 名であり、平成 26 年度の P C B 廃棄物処理事業の所要額は、事業計画によると約 326 億円となっている。

中間貯蔵施設に関し J E S C O を活用する理由について環境省は、J E S C O が P C B 廃棄物処理事業を通じて、有害廃棄物の輸送における安全管理や、モニタリング手法、地域住民の安心につながる情報公開の在り方等について知見を蓄積していることを挙げている。また、国が 100% 出資している特殊会社であるため、国に強い指揮監督権と責任があることから、国が責任をもって実施すべき中間貯蔵施設の管理・運営を支援する組織としてふさわしいことも挙げている。

こうした中で、30 年以内に福島県外で最終処分する方針の法制化については、放射性物質汚染対処特措法や福島復興再生特別措置法を改正することも考えられたが¹²、J E S C

⁸ 平成 23 年 12 月に環境省が双葉郡内に中間貯蔵施設を設置することの検討を自治体に要請した際の資料には、既に J E S C O を活用する旨の記載がある。

⁹ 環境事業団は昭和 40 年に設立された公害防止事業団の改組（平成 4 年）後の特殊法人であり、産業公害の防止・改善及び環境保全関連等の事業を行っていた。解散後、業務は廃止するものを除いて J E S C O と独立行政法人環境再生保全機構に継承されている。

¹⁰ P C B はかつて、トランス・コンデンサ等に利用されてきたが、カネミ油症事件をきっかけとしてその毒性が社会的問題となり、昭和 49 年以降は法律により製造・輸入・新たな使用が原則として禁止されている。

¹¹ P C B を含有する廃棄物については、処理を行うまで事業者が保管するとされたが、民間事業者による処理体制が確立せず保管が長期化した。また、P C B を含む化学物質について規制を課す「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択見込みであったことなどから、平成 13 年に関係法の制定・改正が行われ、P C B 廃棄物の早期処理を推進するため、環境事業団の事業に P C B 廃棄物処理事業が追加された。

¹² (1) の項で述べたとおり、両法律に基づいて策定された両基本方針には、中間貯蔵施設の整備方針等が反映されている。なお、法律自体は中間貯蔵施設について触れていない。

〇の根拠法である J E S C O 法の改正により対応することとなった。J E S C O に中間貯蔵施設に係る業務を追加するとともに、中間貯蔵施設に関する国の責務を規定し、その中核として貯蔵対象物を 30 年以内に福島県外で最終処分するために国が必要な措置を講ずることを、同法に規定することとしたものである。

(5) 本法律案の提出

こうした経緯で、自治体から中間貯蔵施設の設置の受入容認を受けた後、政府部内の所要の調整を経て、平成 26 年 10 月 3 日に「日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日国会に提出された。

3. 本法律案の概要及び審議経過

(1) 本法律案の概要

本法律案の概要は、次のとおりである。

表 3 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案の概要

<p>(1) 会社の名称及び法律の題名</p> <p>① 会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更する。</p> <p>② 法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更する。</p> <p>(2) 国の責務</p> <p>国の責務として、以下のとおり規定する。</p> <p>① 国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>② 国は、特に、中間貯蔵施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 会社の事業の範囲</p> <p>会社は、国、県、県内市町村等の委託を受けて中間貯蔵に係る事業等を行うことと規定する(※)。</p> <p>※従来業務である P C B 廃棄物処理事業も継続して実施する。</p> <p>(4) 政府の株式保有</p> <p>政府は、会社の発行済株式の総数を保有することと規定する(※)。</p> <p>※現行法では過半数保有と規定している。実際の政府保有数は平成 26 年 11 月時点で総数である。</p> <p>(5) その他</p> <p>政府の追加出資、区分經理の導入等所要の規定を整備する。</p> <p>(6) 施行期日</p> <p>公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--

(出所)環境省資料より作成

(2) 国会審議の経過

本法律案は、平成 26 年 10 月 23 日に衆議院環境委員会に付託され、24 日に趣旨説明の

聴取、28日に参考人意見聴取、同日及び31日に質疑が行われた。31日の採決の結果、本法律案は全会一致で可決され、11月4日の衆議院本会議において賛成多数で可決、参議院に送付された。

参議院では、11月10日に環境委員会に付託され、11日に趣旨説明の聴取、13日に参考人意見聴取、18日に質疑が行われた。同日の日本共産党による反対討論の後、採決の結果、本法律案は賛成多数で可決され、11月19日の参議院本会議において賛成多数で可決・成立した。

なお、衆参両院の環境委員会において、それぞれ附帯決議が付されている。

4. 本法律案の主な国会論議

(1) 「30年以内県外最終処分」の理由

本法律案では、国の責務として中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずると規定されている。

この点、委員からはなぜ「30年以内」に「福島県外で最終処分」としたのか質された。これに対し、環境省は「除去土壌等の量が膨大であり直ちに最終処分の方法を明らかにしがたい一方で、この最終処分の方法は放射性物質の効果的な分離、濃縮等の技術の発展によるところが大きいことから、30年間の時間をいただきたい」「放射性物質による汚染が最も深刻な福島県においては住民が既に過重な負担を負っており、総合的に判断した結果として福島県外で最終処分すると閣議決定された」旨を答弁している^{13, 14}。

(2) 最終処分の実現に向けた取組

30年以内に県外最終処分を完了するために国が必要な措置を講ずる旨を本法律案で規定する一方、具体的な最終処分地や最終処分方法は政府から示されていない。

こうしたことから、委員からは福島県外で最終処分地を選定するに当たり、どのように都道府県の理解を求めていくか質されたが、環境省は「まだ具体的でないところは多々あるが、八つのステップにより最終処分の実現に向けて施策を進めていきたい。研究、技術開発を行うとともに、減容化、再資源化の可能性も含めて最終処分の方向性を検討し、具体的な最終処分量やその濃度を明らかにした上で国民の理解を得るよう全力で取り組んでいきたい」旨を答弁している¹⁵。

また、こうした最終処分の実現に向けた取組を実施するに当たっては、どのようなスケジュールを今後作っていくか質されたが、環境省は「八つのステップには具体的なスケジュールが入っておらず、具体性に欠けると地元から指摘を受けているため、できるだけ早い段階で示していかなければならない。まずは研究・技術開発を行い、最終処分量の見通しを立てていく必要があるが、全容が明らかになるのを待たず、段階的に具体化が図られ

¹³ 第187回国会衆議院環境委員会議録第4号17頁(平26.10.28)

¹⁴ 第187回国会衆議院環境委員会議録第5号13頁(平26.10.31)

¹⁵ 第187回国会衆議院環境委員会議録第4号17頁(平26.10.28)

たものから積極的に情報発信し、理解を得ていきたい」旨を答弁している¹⁶。

なお、中間貯蔵施設安全対策検討会の座長を務めた酒井伸一参考人（京都大学環境科学センター長）は、減容化技術に関する委員からの質疑に対し、「減容化技術に関する開発や研究は、現在進行形を含めて相当期待していただいてよいと思う。一方で、最終処分場の立地についての社会的な合意形成は日本社会全体を挙げて取り組む必要があると認識している」旨を述べている¹⁷。

（３）再生利用の課題と目標

前述のとおり、環境省は除去土壌等の最終処分の実現に当たっては、減容化の技術開発を行うとともに、再資源化の可能性も含めて最終処分の方向性を検討するとしている。

この点、再資源化した土壌の再生利用に当たっては、大迫政浩参考人（独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長）からルール作りが重要だという指摘があったところ、政府はどのような認識を持っているか質された。これに対し、環境省は「再生利用に当たっては、まず基準を考えていかなければならない。現在、除去土壌についてそのまま適用できる基準はないが、3,000Bq/kg以下の建設発生土等については、30cm以上の覆土等により公共工事での再生利用が可能となっているので、こうした例を参考にして検討していきたい。ただし、科学的に安全が確保されたとしても再生利用に当たっては国民の理解が不可欠であるため、様々な形でリスクコミュニケーションを図り、再生利用の道筋を付けていきたい」旨を答弁している¹⁸。

また、委員からは全体の中間貯蔵量のうち、どの程度の量を再生利用する目標であるか質された。これに対し、環境省は「中間貯蔵施設への搬入量は最大2,200万m³と想定しているが、そのうち土壌の量が2,000万m³程度である。この土壌のうち1,000万m³は8,000Bq/kg以下であり、自然減衰により30年間で3,000Bq/kg程度に下がるため、これは再生利用できると考えている。また、残りの8,000Bq/kg以上の土壌についても減容化により低レベル汚染の土壌にし、大部分を再生利用したい」旨を答弁している¹⁹。

（４）中間貯蔵業務をJESCOが担う理由及びJESCOの体制整備の必要性

本法律案中で中間貯蔵業務を担うとしているJESCOは、有害物質の中でもPCBの取扱いは専門としているが、放射性廃棄物処理技術は有していない。

このため、委員からは放射性廃棄物の取扱いに習熟した民間会社や独立行政法人が他にある中で、なぜJESCOに中間貯蔵業務を担わせることとしたか質された。これに対し、福山環境大臣政務官は「民間会社は国が強い指揮監督権を有しておらず、中間貯蔵業務の継続も法律で担保されない。また、独立行政法人は国から一定程度独立して事務を行うことを性格とする法人であり、加えて、包括的な国の指揮監督権がない。このため、両者と

¹⁶ 第187回国会参議院環境委員会会議録第6号19～20頁（平26.11.18）

¹⁷ 第187回国会衆議院環境委員会会議録第4号14頁（平26.10.28）

¹⁸ 第187回国会参議院環境委員会会議録第6号5頁（平26.11.18）

¹⁹ 第187回国会衆議院環境委員会会議録第4号26頁（平26.10.28）

も国が責任を持って行う中間貯蔵事業を担わせることは妥当でないと考えている。一方、JESCOは国が強い指揮監督権限を有する特殊会社であることに加え、これまでのPCB廃棄物の処理を通じて蓄積されてきた輸送管理などのノウハウを活用することができる旨を答弁している²⁰。さらに、望月環境大臣は「JESCOの業務であるPCB廃棄物処理事業は、もともと民間会社に担ってもらう予定であったが、どこにも実現できなかった。それが、JESCOが担う形になってからは、PCB廃棄物の全数管理を行うことなどを地域の住民に示し、理解を得た結果として、現在、事業が進められている」旨を答弁し、JESCOはこうした住民との対話のノウハウも有していることを述べた²¹。

また、このような答弁がある中で、委員からはJESCOの人員は287名（役員を含む）しかおらず、資本金も6億円であることから、中間貯蔵事業をやり切れるのか不安があるため、JESCOの体制強化が必要ではないかと質された。これに対し、環境省は「新しい事業を起こすため、体制の強化は重要である。中間貯蔵施設をパイロット的に動かしていく段階でも百人弱の増員が必要と考えており、業務のピークに達すると、現在のJESCOの人員と同等ぐらいの人数が必要だということを視野に入れている。また、JESCOへの出資についても、財政当局との調整の上ではあるが、増資していきたい」旨を答弁している²²。

（５）除去土壌等の輸送の方針

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に関しては、現在「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会」において対策の検討が行われているところである。

この点、輸送については様々な課題がある中で、どのような方針で輸送を実施していくのか質されたが、環境省は「住民の健康、生活環境及び一般交通に対する影響が大きな課題である。基本原則として、安全かつ確実に輸送を実施すること、短期間かつ円滑に輸送を実施すること、国民及び関係機関の理解と協力のもと実施することの三つを示しているところであり、基本計画案を11月中に取りまとめたい²³。また、今後は具体的な輸送に向けては実施計画の策定を考えている。基本計画の案では、1年程度パイロット輸送を行うとしており、パイロット輸送により様々な課題が出ると思うので、あわせて対処方針を考え、本格輸送に備えたい」旨を答弁している²⁴。

なお、渡邊泰夫参考人（福島県トラック政策推進協議会会長・公益社団法人福島県トラック協会会長）からは、「輸送には10トンダンプ2,000台フル稼働で3年かかると環境省は発表しているが、当協会では復興需要等から車両の稼働率が高くなっており、人手不足も深刻であることから、車両の確保には相当の努力が求められる」旨の意見陳述があったが²⁵、これを受けて委員からは政府の対応が質された。これに対し、小里環境副大臣は「輸

²⁰ 第187回国会衆議院環境委員会議録第4号19～20頁（平26.10.28）

²¹ 第187回国会衆議院環境委員会議録第5号19頁（平26.10.31）

²² 第187回国会衆議院環境委員会議録第5号19頁（平26.10.31）

²³ 平成26年11月14日に「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画」は策定されている。

²⁴ 第187回国会衆議院環境委員会議録第5号19頁（平26.10.31）

²⁵ 第187回国会衆議院環境委員会議録第4号4頁（平26.10.28）

送車両の調達は大変重要な課題であると認識しており、福島県のみならず、全国からの輸送車両の調達が必要である。また、安全かつ効率的な輸送を実施し極力必要台数を抑えるとともに、関係機関また関連団体との連携が必要である」旨を答弁している²⁶。

(6) 中間貯蔵施設の安全対策及び情報公開

本法律案には、国の責務として中間貯蔵施設の安全を確保する旨が規定されているところ、地震、津波、台風などの自然災害に対してはどのような対策を講ずるのか質された。これに対し、環境省は「地震、津波については、東日本大震災クラスのものに対しても、各施設の構造及び機能が維持されるように設計することとしている。例えば、10万Bq/kgを超える廃棄物を貯蔵する施設は、固い地盤上の津波が届かない場所に設置し、その構造も鉄筋コンクリートにしている。また、台風などの雨水対策についても、過去の降水量から最大雨量を想定した上で、建設、土壌搬入、貯蔵の各段階にわたり適切な排水処理等を講ずるとしているところである。引き続き、さまざまな意見をもとに安全性の確保に万全を期したい」旨を答弁している²⁷。

また、地元及び国民全体の理解と協力を得るためには、施設の安全対策に加えて十分かつ迅速な情報公開が不可欠であることから、情報公開についてどのように取り組むか質された。これに対し、福山環境大臣政務官は「地域の方々を始めとする様々な主体とのコミュニケーションや情報公開を積極的に行い、信頼関係を構築することを第一に施設の管理・運営を行う。具体的には、情報公開センターを設置し、モニタリング情報の提供のほか、施設の役割や必要性について地元及び国民全体に発信することなどを考えている」旨を答弁している²⁸。

なお、施設の安全及び透明性の確保のため、政府は福島県、大熊町及び双葉町との間で安全協定を結ぶこととしているが²⁹、その具体的な内容について環境省は「これから自治体と相談すべきことであるが、施設監視における住民参加やトラブル発生時の搬入停止措置等について規定が必要だと考えている」旨を答弁している³⁰。

(7) 用地取得における課題への対処

政府は、中間貯蔵施設用地の確保のため、設置予定地の地権者を対象とした住民説明会を9月下旬から10月中旬にかけて実施している。

この住民説明会においては、原発事故の影響を受けた土地価格では、生活再建が見通せない等の批判や不信の声が相次いだ。この声をどのように受け止めたか質された。これに対し、望月環境大臣は「新聞で原発事故前の土地価格の5割程度の買取額になるとの報道がなされ、最初の説明会では混乱したということもあったが、県の助成金とあわせて一

²⁶ 第187回国会衆議院環境委員会議録第5号10頁(平26.10.31)

²⁷ 第187回国会衆議院環境委員会議録第4号15～16頁(平26.10.28)

²⁸ 第187回国会参議院環境委員会議録第6号15頁(平26.11.18)

²⁹ 30年県外最終処分法制化と同じく、安全協定の合意が中間貯蔵施設への搬入の条件の一つにもなっている。

³⁰ 第187回国会参議院環境委員会議録第6号6頁(平26.11.18)

般的な価格となることを説明し³¹、若干落ち着いた。しかし、満足いただける形になるように、まだまだ丁寧な説明をしていかなければならない」旨を答弁している³²。

また、住民説明会ではこうした土地価格に対する批判に加えて、住民の立場に立った考え方や対応が示されていない等の声があったことから、大熊町長、双葉町長の連名により①地権者に丁寧に説明し理解を得ること、②説明会に出席しなかった地権者に早急に説明を行うこと、の2点について申入れがあったが、この申入れについての政府の対応が質された。これに対し、望月環境大臣は「申入れを重く受け止め、地権者に寄り添った説明を進めているところであり、具体的にはコールセンターや相談室を設置しているほか、地権者に対し戸別訪問により説明をするなど、細やかな対応を行っている。また、戸籍簿や住民票を確認することによって、連絡先が把握できない地権者の特定についても努力を行っている」旨を答弁している³³。

(8) 福島県、大熊町及び双葉町に新規措置する交付金の内容

中間貯蔵施設の設置予定地の自治体からの要望に対し、政府は総額3,010億円の三つの交付金を新規かつ追加的に措置することを提示している。

この点、特に1,500億円が計上されている「中間貯蔵施設等に係る交付金」について、趣旨、使途、自由度などをどのような制度とするのか質された。これに対し、福山環境大臣政務官は「総額3,010億円の生活再建、地域振興などに係る財政措置のうち、新規に1,500億円を措置する中間貯蔵施設等に係る交付金は、生活再建を進めていくとともに、大熊町、双葉町を初めとする地域や県が主体的に地域振興に取り組むための基盤を整えるものである。具体的には、中間貯蔵施設等に係る交付金においては、ふるさとの結びつきを維持するための事業、風評被害対策のための事業、生活空間の維持向上のための事業などに活用できる極めて自由度の高いものとすべく、制度の詳細を検討しているところである」旨を答弁している³⁴。

(9) 中間貯蔵施設に要する費用の負担者

中間貯蔵施設に要する費用に関し、大島堅一参考人（立命館大学国際関係学部教授）は「環境問題に対する費用負担の基本原則である汚染者負担原則にのっとれば、中間貯蔵施設に関する費用は東京電力が負担すべきである。中間貯蔵施設について国が費用負担を行うのであれば、国の事故発生責任を明確にすべき」旨の意見陳述を行った。

委員からは、東京電力が費用負担すべきとの参考人の意見について見解が質されたが、環境省は「中間貯蔵施設に関わる費用については、放射性物質汚染対処特措法の規定に基づいて東京電力に支払義務があり、国が東京電力に求償していく。この特措法の考え方は、

³¹ 環境省は中間貯蔵施設用地を「正常な取引価格」（事故の影響を加味した現在の土地価格）により地権者から買い取るとしているが、福島県は土地価格の下落分を補うための地権者へ給付可能な交付金150億円を大熊・双葉両町へ交付する方針である。（『日本経済新聞』（平26.8.26））

³² 第187回国会参議院環境委員会会議録第6号22頁（平26.11.18）

³³ 第187回国会参議院環境委員会会議録第6号5頁（平26.11.18）

³⁴ 第187回国会衆議院環境委員会会議録第5号17頁（平26.10.31）

汚染者負担原則に整合性のある規定であると考えている」旨を答弁している³⁵。この点については、平成 25 年 12 月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興加速に向けて」の中で、国が中間貯蔵施設の費用相当分を原子力損害賠償支援機構³⁶に交付するとされており、機構から国への返済義務も法で定められていないことから、東京電力に求償すると言いながら、実質上は国費を充てることになっていると委員から指摘されている^{37, 38}。

5. おわりに

今般の法改正により、J E S C O の業務に中間貯蔵業務が追加されるとともに、自治体からの強い要望であった、貯蔵対象物を 30 年以内に福島県外で最終処分する方針が法制化されることとなった。これまで、国と自治体の中間貯蔵施設に係る調整は長期に及んでいるが、これでまた一步前進したと言える。

しかし、方針の法制化によって今後の詳細な取組が決定されたわけではなく、最終処分場所や最終処分方法の具体化は、依然として極めて解決困難な課題として残されている。30 年後のことだからと取組が遅きに失するのであれば、自治体が危惧したとおり県外最終処分の実現は遠のくこととなるだろう。

中間貯蔵施設の設置まで、用地の取得や貯蔵対象物の輸送時の安全確保など、まだまだ課題は多い。また、施設の供用開始後も、これまでに例のない施設だということもあり、万全を期すため運用の改善を常時図っていかなければならない。そうした中でも、中間貯蔵施設は苦渋の決断の中で自治体が受け入れたものであり、30 年以内に福島県外で最終処分する方針は必ず堅持されなければならないということを政府は肝に銘じて、着実にその実現に向けて取り組んでいくことが求められる。

(すぎうら まさかず)

³⁵ 第 187 回国会参議院環境委員会会議録第 6 号 16 頁 (平 26. 11. 18)

³⁶ 現在は原子力損害賠償・廃炉等支援機構。原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付等の業務を行っている。

³⁷ 第 187 回国会参議院環境委員会会議録第 6 号 24 頁 (平 26. 11. 18)

³⁸ なお、本法律案には国の事故発生責任は規定されていないところ、日本共産党は反対討論の中で、反対理由の一つとして「中間貯蔵施設の建設、運営管理等の費用は本来汚染を引き起こした東電が賠償すべきにもかかわらず、事故被害に関して国の責任を何ら明確にしないまま国 100%出資の J E S C O に任せるものであり、到底容認できない」と述べている。